

白百合女子大学 研究データ等の保存に関するガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、「白百合女子大学における研究活動上の不正行為等の防止および対策に関する規程」第3条3項に基づき、白百合女子大学において研究を行うすべての者（以下「研究者等」という。）が研究活動に伴い作成・取得した研究データ等の保存について必要な事項を定める。

2. 保存の対象

- (1) 保存の対象となる研究データ等は、研究活動に伴い発生または使用する、資料（文書、数値データ、画像、アンケート調査資料、聞き取り資料等）、試料（実験試料、標本）や装置等「もの」等、研究者等が外部に発表した著書や論文、報告等の研究成果に関するものであって、研究者等が当該研究活動の正当性等を説明するために必要なものとする。
- (2) 複数の研究者等と共同で行った研究の成果に係る研究データ等については、当該研究者等が担当した部分について保存する。

3. 保存の責任

研究データ等の保存には、各研究者等が主たる責任を負う。統括管理責任者は、学部長、全学教養教育連絡会議主事、附属施設長等の部局長（以下「部局長」という。）と協力して、各研究者等に対し研究データ等の保存についての教育および指導を行うとともに、研究データ等の保存状況を定期的に点検し、必要があれば改善を指示する。

4. 保存方法

- (1) 各研究者等は、著書や論文、報告等、研究成果発表のもととなった研究資料（文書、数値データ、画像、アンケート調査資料、聞き取り資料等）を、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。
- (2) 実験・観察等をはじめとする研究活動においては、その過程を実験・観察ノート等の形で適切に記録として残すものとする。
- (3) 実験・観察ノート等には、実験・観察等の操作のログやデータ取得の条件等、後日の利用・検証に役立つ十分な情報を記載するものとする。
- (4) 実験・観察ノート等に紙媒体を採用する際には、事後の改変が行えないよう消去が困難なインクで記載し、記載ごとに日時を明記するものとする。
- (5) 実験・観察ノート等に電子媒体を採用する際には、事後の改変が行えないよう一定期間ごとに書き換え不可能な媒体に記録し直すことが望ましい。
- (6) インターネットに接続されている端末あるいはハードディスクをデータ保存用として使用する場合には、適切な情報セキュリティ対策が講じられていることを必須とし、必要に応じてDVD等の耐久性の高いメディアへのバックアップを行い、適切に保存することとする。
- (7) 著書や論文、報告等、研究成果発表のもととなった文書、数値データ、画像、アンケート調査資料、聞き取り資料等の記述データ、生データ、ダウンロードデータの保存に際しては、後日の利用・参照が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性・追跡可能性の担保に留意するものとする。

5. 保存期間

- (1) 資料（文書、数値データ、画像、アンケート調査資料、聞き取り資料等）については、原則とし

て、当該研究成果発表後10年間とする。

- (2) 試料（実験試料、標本等）や装置等「もの」については、原則として、当該研究成果発表後5年間とする。
- (3) (1) (2)にかかわらず、保存が困難だったり、コストやスペースが必要である等、止むを得ない事情がある場合、統括管理責任者に事前に許可を得たうえで、別途保存年限を設定するか、または、合理的な範囲内で廃棄することができる。

6. 法令等による取扱い

- (1) 研究データ等の中に、個人情報等の法令等により保存期間が規定されるものがあるもの、社会科学分野の調査データ等データの扱いに法的な規制・ガイドラインがあるものについてはそれに従う。
- (2) 倫理上の配慮を必要とするもの、知的財産権が絡むものについては、それらの規制やガイドラインに従う。
- (3) 特定の研究プロジェクト、共同研究等において、研究データや成果物等の取扱いについて、保存期間に関する契約もしくは定めが別途あるときはそれに従う。

7. 転出・退職の際の研究データ等の引継ぎ等

部局長は、所属する研究者等の転出や退職に際し、保存すべき研究データ等の保存場所、関係する研究成果、後日確認が必要となった場合の連絡方法等を当該研究者と確認し、また必要に応じ、研究データ等そのもののバックアップを保管することとする。

8. 開示

研究者等は、予備調査委員会、調査委員会から求められた場合、または統括管理責任者が必要と認めた場合、原則として、研究データ等の開示に応じなければならない。ただし扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドラインに従うものとする。

9. 改廃

このガイドラインの改廃は、「研究活動上の不正行為等防止推進委員会」の意見を聴いて、学長が行う。

附則 このガイドラインは、2023年（令和5年）4月1日から適用する。